

平成25年(ワ)第443号 退職金請求事件
 原告 豊島 耕一 外1名
 被告 国立大学法人佐賀大学

証 拠 説 明 書

平成26年4月7日

佐賀地方裁判所 民事部 合議1係 御中

被告訴訟代理人弁護士 青山 隆徳



頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明をする。

記

乙号証	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
1	国立大学法人法 写し	H25. 12. 11		国立大学法人法の各規定の内容	
2	独立行政法人通則法 写し	H25. 12. 11		国立大学法人法に適用される独立行政法人通則法の規定の内容	
3	国家公務員退職手当法 写し	H24. 11. 26		国家公務員退職手当法の内容。 同法の規定内容と、国立大学法人の退職金規程の内容が一致していること。	
4	国立大学法人法 コンメンタール 写し	H25. 4. 8	国立大学法人法制研究会	国立大学法人法の各規定の趣旨・内容。 国立大学法人法施行時の立法者意思の内容（国会答弁等）	

5	国立大学法人の労働関係ハンドブック	写し	H16. 3. 6	和田肇ほか	国立大学法人に移行した後の職員の身分等の取扱。 国立大学法人移行時に、国の従前の規定を尊重し、不利益変更には慎重であるべきとの意見が示されていること。 国立大学法人における退職手当については、国立大学法人に独自の予算はなく、国の運営費交付金に依存していること。その結果、当面の間は退職手当法に準じた制度を維持するのが妥当とされていること。
6	公務員の退職手当質疑応答集	写し	2012年2月10日	退職手当制度研究会	今回の退職手当減額の契機となる国家公務員退職手当法における調整率の定められた趣旨、及び官民格差是正の観点からは調整率の引き下げが必要となること。
7	公務員の退職手当法詳解	写し	H23. 6. 10	退職手当制度研究会	同上
8の1	文部科学省ウェブサイトのプリントアウト ・国立大学法人党の平成24年度事業年度決算等について	写し	H26. 4. 4	文部科学省	乙8の2の別紙資料集が、文部科学省により作成されたものであること。

8の2	<p>文部科学省ウェブサイトのリ ントアウト</p> <p>・国立大学法人 党の平成24年度 事業年度決算等 について 別紙 資料集 (抄)</p>	写し	同上	同上	<p>国から国立大学法人へ小 計された教職員の退職手 当については、運営費交 付金により財源措置がな されることから、退職給 付引当金の計上は不要と されていること (別紙 8 : 29ページ)</p> <p><u>上記退職手当について は、国が責任をもって 財源措置を講ずる為、 法人の意思決定の範囲 外であるとされている こと (別添資料 ; 7ペー ジ)</u></p> <p>国立大学法人の分類、及 び同類計の分類において は、被告佐賀大学の人件 費率が比較的高いこと</p> <p>その他、国立大学法人の 会計の特殊性についての 説明内容 (別添資料)</p>
-----	--	----	----	----	---

9	国立大学法人会計基準及び国立大学法人会計基準注解報告書	写し	H24. 1. 25	国立大学法人会計基準等検討会議	<p>国立大学法人の退職手当（一時金）は、退職一時金に充てるべき財源措置が運営費交付金によることが中期計画で示されているときは、退職給付引当金の計上を要しないこと。</p> <p>中期計画と異なる運営により追加的な退職手当を支出した場合は、追加部分は各国立大学法人の損益に反映するとされていること。</p> <p>国立大学法人が独立行政法人と同様利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としないこと。そのため国と密接不可分の関係にあることから、独自の判断では意思決定が完結し得ない場合が存すること</p> <p>国立大学法人は、本基準に準拠した会計処理をすべきであること。</p>
---	-----------------------------	----	------------	-----------------	--

10	国立大学法人会計基準及び国立大学法人会計基準注解に関する実務指針	写し	H24. 3. 30	文部科学省 日本公認会計士協会	<p>乙9の基準の具体的な適用事例。 各大学の中期計画における退職給付引当金の説明が、本実務指針の規定に準拠してなされていること（95ページ）</p> <p>国立大学法人の退職手当については、運営費交付金により補填するとされていること。また、交流人事等で国や地方公共団体から移籍する場合にも、退職給付引当金の計上はせず、想定される運営費交付金の見積額のみが変更されること。</p> <p>国立大学法人において独自に退職手当を定めた場合、退職給付引当金が必要となること。その場合、国の職員の期間についても全て引当が必要となること。</p> <p>国立大学法人が利用している中期計画における説明は、独立行政法人国立少年自然の家が利用している文言と同様であること。</p>	
11	「決算剰余金の翌事業年度への繰越について」と題する事務連絡	写し	H22. 12. 24	文部科学省 高等教育局 国立大学法人支援課	<p>目的積立金の使途については、中期計画の定めに従う必要があるとされていること。</p> <p>目的積立金を教職員人件費の積み増しに使用することは目的外使用であり禁止されているとの通達がなされていること。</p>	

12	国立大学法人会計の実務ガイド (第3版)	写し	H24. 2. 15	有限責任 あずさ監 査法人	退職給付引当金についての 会計処理の具体的方法 附属病院会計における 【セグメント情報】の具 体的算出方法。 附属病院会計における損 益計算においては、借入 金の返済等による支出が 反映されていないため 「附属病院セグメントに おける収支の状況」が開 示されることとなったこ と
13	よくわかる国立 大学法人会計基 準 (第6版)	写し	H25. 3. 16	新日本有 限責任監 査法人	退職給付引当金についての 会計処理の具体的方法 附属病院会計における 【セグメント情報】の位 置付け及び内容。
14	文部科学省ウェブ サイトのプリン トアウト ・各国立大学の 中期目標・中期 計画 ・各大学のデー タ (抄)	写し	H26. 4. 4	文部科学 省 (PDF部 分は各国 立大学法 人)	平成24年3月に策定され た、各国立大学法人の第 2期中期計画の存在及び 内容。 各国立大学法人におい て、中期計画における退 職給付引当金の説明とし て、全ての大学において 同様に「 <u>各大学の規定 に基づき支給するが、 運営費交付金として交 付される金額について は、各事業年度の予算 編成過程における国家 公務員退職手当法に準 じて算定される</u> 」と規 定していること。 全ての国立大学法人にお いては、退職給付引当金 を退職手当の減資として おり、国家公務員退職手 当法に準拠した退職手当 を支給していること。

15	国立大学法人佐賀大学財務諸表 (抄：平成16～21年度)	写し	H16～21	被告	被告が支給した教職員退職手当の実績額 第1期中期計画を通算して、現に退職手当が全て国の特殊要因運営費交付金により支給されていること。
16	国庫納付金計算書の提出について	写し	H22. 6. 9	国立大学法人佐賀大学学長	第1期中期計画終了時点(H22. 3. 31)において、運営費交付金の未使用額が国庫に返還されていること
17	退職手当の明細	写し	H26. 2	被告	第1期中期計画を通算して、現に退職手当が全て国の特殊要因運営費交付金により支給されていること。
18	「国立大学法人に措置した退職金相当額の運営費交付金の精算方法等について」と題する事務連絡	写し	H25. 7. 25	文部科学省高等教育局国立大学法人支援課長ほか	退職手当に充てる為の特殊要因運営費交付金の金額については、国立大学法人の職員を国家公務員であると仮定した場合に計算される金額とすることが通達で定められていること。
19	平成24年度～27年度退職手当所要額調(調整率引下げの有無による試算)	写し	H26. 2	被告	被告において仮に調整率引き下げをしなかった場合において、被告において特殊要因運営費交付金によらずに支出することが必要となる退職手当の見込額。 本件規定変更がなされなかった場合、見込額が平成27年度には2億5000万円近くに達すること。

20	国立大学法人佐賀大学の中期目標・中期計画一覧表	写し	H22. 3	被告	<p>被告においても、他の国立大学法人と同様に、退職手当については特殊要因運営費交付金より支出すると中期計画に定めていること（16ページ）。</p> <p>中期計画において、剰余金の使途については教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てるとされていること（11ページ）</p>	
21	国立大学佐賀大学 財務レポート2013	写し	H24. 1	被告	<p>被告の財務状況についての網羅的な説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人の会計においては、利益剰余金は目的積立金として計上されるが、それは国の承認により初めて利用できること。 ・佐賀大学医学部附属病院の再整備計画の具体的内容（9ページ） ・他大学との人件費率の比較（15頁） ・国立大学法人いは現金の残っていない利益が多額に発生していること（25ページ） 	

22の 1~4	国立大学法人佐賀大学 事業報告書 (平成21年度~24年度)	写し	H22~25	被告	<p>の運営・財務に関する実態が記載された資料。</p> <p>被告における利益が出ているセグメントはほぼ附属病院のみであること。</p> <p>附属病院の実質的な収益力は、平成22事業年度以降、借入金の返済等の実態を反映した「附属病院セグメント情報」として開示されていること。</p> <p>附属病院の平成22, 23事業年度の収益が高いのは、病院の再整備の為に必要な自己資金を捻出する為、特に緊縮財政を敷いた結果であること。(22の2 19頁、22の3 20頁)</p> <p>平成24年度の事業報告においては、附属病院の建物整備の為の借入、建設費用等を考慮したセグメント情報における期末現金収支はわずか4351万円に留まり、来期以降も改築による収入減・経費増により厳しい財務状況が予想されること(22の4 22頁以下)。</p>
23	国立大学法人佐賀大学 財務諸表 (平成24事業年度)	写し	H25. 4	被告	被告の平成24事業年度の財務状況
24	財務諸表等の提出について	写し	H24. 6. 27	被告	被告が財務諸表について承認申請したこと
25	平成23事業年度における剰余金の使途の承認申請書	写し	同上	被告	被告が平成23年度の剰余金の処理についてについて、中期計画に基づく使途での使用を申請したこと

26	承諾書	写し	H24. 9. 26	文部科学大臣	乙24につき文部科学大臣による承認がなされたこと
27	承諾書	写し	H25. 3. 15	文部科学大臣	乙25につき文部科学大臣による承認がなされたこと
28	退職手当額計算書	写し	H25. 1	被告(手書き部分も)	被告において正しく計算された改正後の規定による退職手当額。並びに、退職手当に関する本件規定変更がなされない場合の支給額(手書き部分)
29	文部科学省のウェブサイトのプリントアウト ・独立行政法人、国立大学法人及び特殊法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準一覧 ・各国立大学法人における公表資料(抄)	写し	H25. 6	文部科学省 PDF部分は各国立大学法人	今回の退職手当の減額の契機となる国家公務員退職手当法の改正に伴い、全ての国立大学法人において、同基準による改正が行われたこと。
30	「平成24年度未定年退職者に係る退職手当額の減額について」と題する電子メールのプリントアウト	写し	H24. 9. 27	国立大学佐賀大学人事課	国家公務員についての退職手当の金額変更に伴い、学内の定年退職予定者に対して被告の人事課より退職手当の減額の可能性を予め告知したこと。
31	平成24年度第18回役員会議事要旨(案)	写し	H24. 11. 28	被告	被告において、国家公務員退職手当法等の改正が成立したことを踏まえ、役員会で今後の対応を協議したこと
32	平成24年度未定年退職者に係る退職手当額について(お知らせ)	写し	H24. 11. 29	国立大学佐賀大学総務部人事課長	原告ら定年退職予定者に対し、規定の改正前に規定変更後の金額を事前告知したこと。

33	「独立行政法人及び特殊法人等における役職員の退職手当について」と題する事務連絡	写し	H24. 12. 5	文部科学省大臣官房長	文部科学省より被告ら国立大学法人に対し規定の変更を要請されたのは、平成24年12月5日であること
34	第71回人事制度委員会 議事要旨	写し	H24. 12. 7	被告	被告において、文科省の土の直後である平成24年12月7日以降、速やかに同要請に対するの対応を検討してきたこと。
35	平成24年度第19回役員会議事要旨 (案)	写し	H24. 12. 12	被告	同上
36	要望書	写し	H24. 12. 12	佐賀大学教職員組合委員長	労働組合より、本件規程変更について団体交渉の申入れがなされたこと
37	平成24年度第6回経営協議会 (持ち回り審議) 議事要旨 (案)	写し	H24. 12. 19	被告	乙34に同じ
38	「国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律を受けた本学退職手当規程の改正について」と題する電子メール及びその添付ファイルのプリントアウト	写し	H24. 12. 21	佐賀大学 総務部 人事課 寺田龍一	被告の人事課担当者より、被告の各事業所の過半数代表者に対し、被告にて決定された退職手当の支給基準の改正案についての説明及び意見照会がなされていること。

39	「【追加連絡】退職手当に係る説明会等について」と題する電子メール及びその添付ファイルのプリントアウト	写し	H24. 12. 26	同上	被告の人事課担当者より被告の各事業所の過半数代表者に対してなされた追加説明の内容
40	組合交渉（平成25年（ママ）12月25日）要旨	写し	H24. 12. 25	被告	被告と佐賀大学教職員組合との交渉経過。被告が組合との交渉までに、本件規程変更について対象者に予め通知してきたこと。
41	平成24年度第21回役員会議事要旨（案）	写し	H24. 12. 26	被告	被告が本件規定変更を決定したこと
42	「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」（平成24年8月7日付閣議決定）に伴う退職手当額の減額について（通知）	写し	同上	被告	被告が本件規定変更について教職員等に正式に通知したこと。
43	原告豊島の電子メールのプリントアウト	写し	H25. 1. 15	原告豊島耕一	原告が被告人事課より通知された本件規定変更に対して疑義照会をしたこと
44	「【依頼】労働者の過半数代表者の意見聴取について」と題する電子メール及びその添付ファイルのプリントアウト	写し	H25. 1. 16	佐賀大学総務部人事課 寺田龍一	被告人事課から被告の各事業所の過半数代表者に対し、再度本件を含む4つの規程変更についての意見聴取を行っていること。

45	意見書	写し	H25. 1. 16ほか	被告本庄 事業所過 半数代表 者ほか	乙44の照会に対し、本件規定変更については、8つの事業所の過半数代表者のうち6名が賛成（異議無し）とし、2名が反対の意見を示したこと。
46	組合だより 第 160号	写し	H25. 1. 31	岡山大学 教職員組 合	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山大学において示した退職手当の支給基準の引下げ方法が被告のものと合致すること。 ・岡山大学においても、規程変更の理由として、退職手当の財源が特殊要因運営費交付金であり、大学側に裁量の余地がないことが指摘されていること。 ・岡山大学においても、正式な規程改正案を示したのが平成24年12月17日であり、組合との同月20日の団体交渉を経て同月27日にきて良い変更が承認され、平成25年1月1日から変更後の規程が適用されたこと。
47	国家公務員退職 手当法改正に関 する労使協議 (第二回) 議事 要旨	写し	H24. 12	徳島大学 教職員労 働組合	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島大学においてなされた組合との交渉経過 ・徳島大学においても、退職金については特殊要因運営費交付金による支出である為、他の予算からの流用が難しいとの説明がなされていること。 ・大学が持ち出した場合の年間の独自支出が1億円以上となり、現実に出することは困難と説明されていること

48	退職金の大幅切り下げをさせない為の第1次討議資料	写し	H24. 11. 22	全国大学 高専教職員組合 中央執行委員会	<p>佐賀大学を含む全国の大学の教職員労働組合において、本件規程変更に向けた対策を検討するために中央執行委員会にて作成した説明資料。</p> <p>同中央執行委員会においても、国立大学法人の退職手当が、全て特殊要因運営費交付金で支給されていることは認めていること。</p>
49	年金決定通知書 (一覧表)	写し	H25. 4. 26	被告	<p>原告らに支給される共済年金の決定額。</p> <p>原告豊島には年間260万円強、原告山本には年間280万円弱の共済年金が、一時金である退職手当と別に支給されること。</p>